

財 第 3 1 7 号
令和6年3月29日
財政課入札管理係

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第2号）が令和6年1月19日に公布され、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項の規定が令和6年4月1日付けで削除されることにより、「東日本大震災に伴う山田町発注工事の前金払の取扱いについて（平成23年8月19日付け企財第87号）」の一部を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

記

東日本大震災に伴う山田町発注工事の前金払の取扱いについて（平成23年8月19日付け企財第87号）の一部を次のように改正する。

第4の項の(1)中、「以降に新た」を「から令和6年3月31日まで」と改める。

第4の項の(2)中、「以降」を「から令和6年3月31日まで」と改める。

附 則

この通知は、令和6年3月29日から施行する。

企 財 第 87 号
平成23年8月19日

改正 平成25年4月1日
改正 令和2年4月1日
改正 令和2年10月1日
改正 令和4年4月1日
改正 令和6年3月29日

東日本大震災に伴う山田町発注工事の前金払の取扱いについて

1 趣旨

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）が改正されたことを受け、山田町発注工事の前金払の割合の引上げ等を行い、公共工事の適正かつ円滑な施工の確保をしようとするものである。

2 取扱いの要点

- (1) 町営建設工事の前金払の割合を請負代金額の「10分の4」から「10分の4.5」に引上げる。
- (2) 町営建設工事の中間前金払の対象を「請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日を超える工事（債務負担行為又は継続費に係る契約（以下「債務負担行為等に係る契約」という。）にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上で、かつ、当該会計年度の工事実施期間が150日を超える工事）」から「請負代金額が300万円以上の工事（債務負担行為等に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事）」とする。

3 山田町営建設工事請負契約書別記の読み替え

- (1) 山田町営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第35条第1項に規定する前金払の割合を「10分の4」とあるのは、「10分の4.5」と読み替えるものとする。
- (2) 別記第35条第5項に規定する請負代金額が著しく増額された場合の前金払の割合を「10分の4」とあるのは「10分の4.5」に、中間前金払を受けているときの割合を「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えるものとする。
- (3) 別記第35条第6項に規定する請負代金額が著しく減額された場合の前金払の割合を「10分の5」とあるのは「10分の5.5」に、中間前金払を受けているときの割合を「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えるものとする。

- (4) 別記第35条第7項に規定する前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合の前金払の割合を「10分の5」とあるのは「10分の5.5」に、中間前金払を受けているときの割合を「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えるものとする。

4 対象工事

この取扱いの対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成23年9月1日から令和6年3月31日までに新たに契約を締結する町営建設工事で、町内において施工する工事
- (2) 平成23年3月12日から令和6年3月31日までに契約を締結し、平成23年9月1日以降に変更契約を締結した町営建設工事で、町内において施工する工事